

お知らせ

平成28年分所得の申告受付

問税務課

☎(57) 4122

平成29年2月16日(木)から3月15日(水)の間、役場新館2階大会議室において、平成28年分所得の申告受付をいたします。今年も地区ごとの日程はございません。申告の必要がある方はご準備ください。

詳細につきましては、広報のぎ2月号でお知らせいたします。

確定申告は正しくお早めに

問栃木税務署

☎0282(22)0885

◆所得税及び復興特別所得税

2月16日(木)～3月15日(水)

◆贈与税

2月1日(水)～3月15日(水)

◆個人事業者の消費税及び地方消費税

～3月31日(金)

○税務署の閉庁日(土・日曜日・

祝日等)は相談及び受付は

行っておりませんが、申告書は郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

○還付申告の方は、平成29年2

月16日(木)以前でも申告書を提出することができます。

◆申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただく自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して送付・e・TAXで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

◆栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です。

○平成28年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申

受付日	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会場	「栃木商工会議所大ホール」 栃木市片柳町2丁目1番46号	
開設期間	2月16日(木)～3月15日(水)	2月16日(木)～3月10日(金)
受付時間	9時～16時	9時～16時

告相談及び申告書の受付を上記のとおり行います。

確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

※土・日曜日は開設しておりません。

※開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

※申告会場では現金納付の窓口業務は行いません。

※栃木商工会議所への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※申告会場の駐車場は、混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

◆税理士による確定申告無料相談について

○各税理士事務所において所得税の確定申告に関する相談を無料で行います。最寄りの税理士事務所へ事前にお電話でお申し込みください。

☎2月1日(水)
申込みの電話の受付時間
9時～16時

※相談内容によっては料金が

かることもありますので、お申込みの際に税理士事務所にご確認ください。

◆公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

【公的年金等を受給されている方へ】

平成24年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっていない控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。